

京都大学事務委任等規程の一部を改正する規程

京都大学事務委任等規程（昭和四十五年十月三十一日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 この規程において「部局」とは、各研究科、地球環境学堂、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成十六年達示第一号）第三章第七節、第八節、第十節及び第十一節（第五十一条を除く。）に定める施設等をいう。）及び高等教育研究開発推進機構並びに宇治地区事務部をいう。

2 この規程において「委任」とは、総長の事務の権限を部局の長等に委ね、その権限に基づく決定又は執行を部局の長等の名において行うものをいう。

3 この規程において「専決」とは、総長の事務を円滑に行うため、部局の長等にその事務を処理させるものをいう。

4 この規程において「教職員」とは、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成十六年達示第七十号）の適用を受ける者をいう。

5 この規程において「日々雇用教職員」とは、国立大学法人京都大学日々雇用教職員就業規則（平成十六年達示第七十二号）の適用を受ける者をいう。

6 この規程において「時間雇用教職員」とは、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成十六年達示第七十三号）の適用を受ける者をいう。

7 この規程で「教職員等」とは、前三項に掲げる者をいう。

第三条中「次表上欄に掲げる者」を「各部局及び事務本部の各部の長」に、「同表下欄に掲げるもの」を「当該部局又は事務本部の部の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の部の職務に係る旅行依頼を発する権限」に改め、同条の表を削る。

第四条第三項中「第一項第九号」を「第二項第十三号」に、「第十号」を「第十四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、同条第一項中第十二号を第十六号とし、同項第十一号中「医員及び医員（研修医）」を「日々雇用教職員（医員及び医員（研修医）」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十号中「常勤職員及び非常勤職員」を「教職員等」に、「事務局長の」を「別に」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号中「非常勤職員」を「日々雇用教職員又は時間雇用教職員」に、「時間雇用職員」を「時間雇用教職員」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 教職員の兼業の許可、不許可を決定すること。

第四条第一項中第八号を削り、同項第七号中「教室主任並びに」を削り、同号を同項十一号とし、同項第六号中「女子職員」を「女性教職員等」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「女子職員」を「女性教職員等」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の二号を加える。

七 教職員等の組合交渉に参加するため勤務しないことの承認、不承認を決定すること。

八 教職員等の過半数代表者として協議するため勤務しないことの承認、不承認を決定すること。

第四条第一項中第四号を削り、同項第三号中「常勤職員及び非常勤職員」を「教職員等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「常勤職員」を「教職員」に、「部分休業」を「育児部分休業及び介護部分休業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 業務の都合上、特別の形態によつて勤務する必要のある教職員及び日々雇用教職員について、一か月以内の一定期間を平均し、一週間の勤務時間が四十時間を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ること。

三 教職員の週休日を振り替えること及び日々雇用教職員の休日及び勤務時間を別に割り振ること。

四 教職員の代休日を指定すること。

第四条第一項第一号中「常勤職員及び非常勤職員」を「教職員等」に、「介護休業」を「介護休業」に改め、同項各号列記以外の部分中「部局の職員」を「部局の教職員等」に改め、同項を同条第二項とし、第四条に第一項として次の一項を加える。

総長は、人事事務のうち、教職員等が労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく補償又は保険給付を請求する場合における事業主が行うべき証明に係る権限を、当該部局の長に委任する。

第四条の二を削り、第五条を次のように改める。

第五条 総長は、会計に関する事務のうち、国立大学法人京都大学会計職務権限規程（平成十六年四月一日総長裁定）に定める事項については、同規程の定めるところにより、部局の長等に委任する。

第五条の二を削る。

第六条中「第六十五条」を「第五十三条の十五及び第六十五条」に改める。

第七条中「第五十三条」の下に「、第五十三条の十五」を加える。

第十条中「第四条第一項」を「第四条第二項」に改める。

第十一条中「旅行命令又は旅行依頼に関する権限」を「第三条及び第四条第一項」に、「人事事務及び経理事務」を「第四条第二項」に、「第四条第一項第二号、第五号及び第六号、第五条並びに第五条の二」を「第四条第二項第六号、第九号及び第十号」に改める。

第十二条中「事務局長」を「、総長」に改め、同条を第十三条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十三条 第三条及び第四条第一項の規定により委任を受けた各部局又は事務本部の各部の長並びに第四条第二項の規定により当該事務を専決することとされた各部局の長は、その事務を当該部局又は事務本部の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局又は事務本部の部の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。